

第十回 参議院農林委員会會議録第三十三号

昭和二十六年五月十六日(水曜日)午後一時三十分開会

委員の異動

本日委員鈴木強平君辭任につき、その補欠として三好始君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○家畜伝染病予防法案(衆議院提出)

○国有林野法案(片柳眞吉君外九名發議)

○国有林野整備臨時措置法案(片柳眞吉君外九名發議)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員會を開きます。

委員の變更がありましたので御報告いたしますが、鈴木強平君に代つて三好始君が再び本委員會へ戻られましたので、御紹介いたします。

本日は家畜伝染病予防法案が付託になりましたので、本案につきまして、發議者の提案理由の説明を求めたいと思ひます。先ず衆議院議員原田雪松君より御説明を承ねることいたします。

○衆議院議員(原田雪松君) 只今議題と相成りました家畜伝染病予防法案に關し、提案の理由を説明いたします。

言うまでもなく、畜産の振興は、家畜衛生、なかならず家畜伝染病の予防をその基本條件の一つとするものであり、この点に鑑み、我が国におきましては、つとに法律の定めるところにより、家畜伝染病予防の基本方策を定め、努力が払われて参つたのであります。

御承知のごとく現行家畜伝染病予防法は、大正十一年に制定され、累次の改正を経て、昭和二十三年には、家畜衛生事情の激変に伴い、相当大きな部分改正が行われ現在に至つてゐるものであります。

新憲法制定に伴う一般行政法規並びに獣医畜産及び公衆衛生関係法規の制定、戦後における畜産事情、なかならず家畜衛生事情の著大な変化、最近における獣医学の飛躍的な進歩及び行政機構の強化並びに戦後における法制及び行政運営民主化の傾向等、幾多の理由によりまして、その實際の運用に當つて今日の實情に適せず、又個々の規定につきましても、家畜防疫に徹底を欠く憾みがありますので、今回その全面的な改正を行い、家畜防疫の一層の強化を図ることとした次第であります。

以上の理由を以ちまして、衆議院農林委員會におきましては、特に小委員會を設置して、二カ月に亘り熱心に改正内容の検討、予算の折衝に當つて参りましたが、漸く結論を得、去る十五日衆議院を通過し、本日ここに貴院の御審議を願ふことと相成つた次第であります。

以下本法案の主なる内容について、説明いたします。第一に、この法律は寄生虫病を含む家畜の伝染性疾患の発生を予防し、蔓延を防止することによつて直接畜産の振興を図ることを目的とするを冒頭に明示することとい

たしました。第二に、最近における伝染性疾患の発生状況に鑑み、法定伝染病の中に牛の流行性感冒、出血性敗血症及びニューカッスル病を加えると共に、獣医学の進歩とも相俟つて、法定伝染病の種類の一部を最も現状に適合するように改めたのであります。

第三に、家畜飼養の実態に徴し、特定の場を、この法律における直接の義務者とするにとりまして、第四に、家畜防疫を積極化し、総合化するために発生予防防疫を強化しました。そのために現在の規定を整備したほか、消毒の実施並びに斃獣処理場及びその他家畜集合施設に対する家畜防疫面からの制限を新たに規定いたしました。第五に、家畜の移動証明制度の合理化を図りました。現行の移動証明に關する規定は、多少窮屈に過ぎる嫌ひがありますので、家畜防疫の实效を失わない限りにおいて規定を緩和することとしたしました。このため都道府県の区域を、防疫成績の向上と共に都道府県以上の政令で定める区域に拡張する途を開くこととし、又獣医師はすべて健康証明書を発行することができるといたしました。

第六に、家畜伝染病の蔓延防止につきましては、現行法の規定を現状に即するように改正すると同時に、結核病及び馬伝染性貧血については、特に省令で定められた牛馬の所有者は都道府県知事が毎年一回以上行う検査をその家畜について受けなければならない旨を明示しました。

た。第七に、獣医学の進歩及び獣医師の技能の向上に対応して、家畜防疫官及び家畜防疫員の任命、患畜等の発生届及び健康証明書の発行等について極力獣医師の活用を図ることとした。第八に、輸出入検査に關する規定を整備強化いたしました。即ち最近における輸出入検査の重要性に鑑み、理想的な輸出入検査制度を樹立するため、これに關する詳細且つ組織的な規定を設け、輸出入検査について最も実情に即した措置をとり得るようにした。第九に、農林大臣の都道府県知事に対する監督並びに協力に關する規定を設け、兩者の關係をできるだけ明確にして、総合的な防疫態勢の確立に遺憾のないようにいたしました。最後に、手当金の交付につきましては、新憲法の精神に基き、適正なる損失補償を行う観点から、最高金額及び交付率を合理的に改めました。

第七に、獣医学の進歩及び獣医師の技能の向上に対応して、家畜防疫官及び家畜防疫員の任命、患畜等の発生届及び健康証明書の発行等について極力獣医師の活用を図ることとした。

第八に、輸出入検査に關する規定を整備強化いたしました。即ち最近における輸出入検査の重要性に鑑み、理想的な輸出入検査制度を樹立するため、これに關する詳細且つ組織的な規定を設け、輸出入検査について最も実情に即した措置をとり得るようにした。第九に、農林大臣の都道府県知事に対する監督並びに協力に關する規定を設け、兩者の關係をできるだけ明確にして、総合的な防疫態勢の確立に遺憾のないようにいたしました。最後に、手当金の交付につきましては、新憲法の精神に基き、適正なる損失補償を行う観点から、最高金額及び交付率を合理的に改めました。

大体以上が本法案の概要であります。なお本案の施行に要する経費であります。現行法の規定に基く経費としまして、本年度予算に二億一千六百万円の計上を見ておりますが、新法の制定に伴ひまして、およそ一億六千万円程度の追加を要することとなるのであります。この点財政当局の了解を得ておりますので、今後善処せられることと確信しておる次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決賜わらんことをお願いいたします。

○委員長(羽生三七君) 引續きまして、本日は国有林野法案並びに国有林野整備臨時措置法案について質疑を行いたいと思ひます。なお御質疑は両案について一括して行なつて頂いて結構と思ひます。お含みを願ひます。

○江田三郎君 この林野法の第五條で、営林局長に同意しない旨の通知を権利者が出した場合には、その後の措置はどういうことになるのですか。

○説明員(小川保男君) 私からお答えいたします。同意しない旨の通知をなした場合には何らの効力が発生しないのであります。決定しましても、その線では何らの効果は発生しない、つまり確定しないこととなります。

○江田三郎君 そうすると、確定しないままにずっと放つて置くことになるのですか。

○説明員(小川保男君) まあそういうことにはなりません。従つて若し確定が必要とするならば、裁判所の調停乃至訴訟をする必要があります。これではどうすることもできないのです。

○江田三郎君 そういふ確定までのことをこの法律の中に入れることは妥當でないのですか。

○説明員(小川保男君) そうです。前に国有財産法の規定におきましては、行政処分によつて決定したわけでありませうけれども、それは一方的であつて非民主的だといふので、今度の法律では当事者の異議の通告があれば確定し

ないという民主的な方法に改めまし  
た。

○江田三郎君 ちよつとわかつたよ  
うな、わからないようなことになるの  
ですが、同意しないという通告をして、  
そうして営林局のほうでは、こゝまで  
営林局だと言つておられるけれども、権利  
者のほうはいやこゝまでだといふこと  
で、どん／＼勝手におれの所だとい  
うので、例えば立木を切つたりします  
ね、そういうことをしても確定してな  
いから仕方ないわけですね。

○説明員(小川保男君) そういう場合  
にはやはり仮処分でもして、権利が確  
定しない状況ですから、仮処分でもし  
て置いて、裁判所に訴訟を起すより手  
はない、この規定では救い得ないわけ  
です。

○三浦辰雄君 関連して……。今の問  
題は第三條の四項の「第一項の協議が  
ととのわぬ場合には、境界を確定す  
るためにいかなる行政上の処分も行わ  
れてはならない。」こう書いてある。  
このことは第六條の今江田さんのお尋  
ねの第三項に準用を謳つておられるわけ  
ですが、その点はどうかですか、私  
にはちよつとわからないのです。

○説明員(小川保男君) 第四項はこれ  
は当然の規定、念のための規定であり  
まして、異議があれば確定しないの  
だ、而もそれ以上何らかの確定の決定  
をなしてはいかん、こういう趣旨なの  
です。

○三浦辰雄君 併し仮処分というよう  
なお話がありました、これは一体行政  
上の処分ということにはならないの  
ですか。

○説明員(小川保男君) そういうこと  
にはなりません。裁判所の手続で……

○三浦辰雄君 裁判所の手に移るとい  
うわけですか。

○説明員(小川保男君) そういうこと  
です。

○岡村文四郎君 森林法の一審御心配  
になつておられるのは、境界の点が入つて  
おりますが、この境界線というのは実は  
北海道のような地方林の非常に多い  
ところで、我々が見ても非常に複雑に  
なつておられるところがあるが、あゝい  
うところの境界線をはつきり直すような  
御意思があるのか、これは今まで通り  
でいいのですか、北海道のように非常  
に地方林と官林がくつ付いておる、そ  
ういふ境界が非常に複雑で、これはそ  
ういふところまでお直しになるか、民  
有林に対する境界だけのことをお考え  
になつておるか、一つ伺いたい。

○説明員(小川保男君) 地方林とい  
うのは道有林のことですか。

○岡村文四郎君 そうです。

○説明員(小川保男君) 道有林の場合  
にも、境界が錯綜している場合は臨時  
整備法のはうで整備をして行くつもり  
であります。今度の林野整備法、これ  
で整備して行きます。

○岡村文四郎君 国有林と民有地の境  
界が山の中腹と言いますか、民有地が  
七合目まで行つておる。七合目からず  
つと国有林がある。こういうところ  
は、私どもの見た目では非常に悪い境  
界線なんだが、そこで境界というもの  
は分水嶺を当てにして、これでどこま  
でもやるようにしたいらいいかと思つて  
おりますが、その点どう考えておりま  
すか。

○説明員(小川保男君) 具体的な事例  
を當つて見ないとお答えできません  
が、境界が非常に錯綜しておるとこ

ろ、そういうところはこの際整理する  
つもりであります。

○岡村文四郎君 あれはどういうのか  
ちよつと我々が見てもわかりません  
が、民有地の中に国有地の残つたこ  
ろがある。その面積は民有地の面積か  
ら見るとほんの一部分だけですが国有  
地が入つておる。これは当然今度の法  
律で処分できると思うのですが、私に  
はよくわからない。我々が北海道に入  
つた明治四十四年頃に、薩木になるの  
は伐採しなければ作物がとれないから  
つたのです。そうして十二年くらい経  
つてから、これは盗伐だといふので罰  
金を払つたわけなんです、私に言わ  
せると、どうしても自然的に何十年か  
の間には薩木が出て来るわけですね。  
あゝいふところは何かの方法によつて  
考へてもらふといふことが非常にいい  
ということ、その後境界が不十分で  
わからぬものから、調査された。  
ところが畑の測量をやつて、その測量  
によつて境界を定めました。そうする  
と、それが動くのです。動くと言  
うと、測量というものは動くのが本  
体なので、的確に行くのは嘘だ、文句はよ  
くわかるが、測量というものは百遍  
やつたら百遍違ふのが測量の性格だと言  
うのです。相手が悪いのでそのま  
まになつておるのです、そういうところ  
も……。ここに書いてある、つまりこ  
れはまあ縁故者であるが、縁故者とい  
うのもどうもわかりませんが、今は幼  
木でも、これから先二十年から二十五  
年、三十年のものが多いいですから、  
それらも何らかの方法で政府は考へた  
ほうがいいと思うが、それはどう考へ  
ておりますか。

○説明員(小川保男君) 最初の盗伐、  
そういう場合の盗伐されたということ  
は、これは恐らくそれが伐れるものと  
信じてやつた場合は刑罰は受けないと  
思います。それから具体的でないとい  
ふ、その具体的な土地が果して整理され  
るかどうかはこゝでお答えできないと思  
いますけれども、非常にわかりにくい  
ようなところ、錯綜地はこれから整理  
するというのが臨時措置法案の建前に  
なつております。

○岡村文四郎君 林野法の八條の三項  
にある、「当該林野に特別の縁故があ  
る」といふのは、縁故といふのはどう  
いうことが縁故なんでしょう。

○説明員(小川保男君) お答えしま  
す。これは国有林野法施行規則とい  
うのが現在あります。将来もまあこ  
う精神で行くわけでありまして、そ  
うの三十五條によりますと、寄附した  
人はその寄附者が縁故者になる。曾  
つて国有林を寄附した者は寄附者が縁  
故者になります。それから曾つて国有  
林に売つた場合には売り主が縁故者にな  
ります。それから産物の採集、土地の  
使用の慣習のある場合は、その採取者  
並びに使用者、これが縁故者になつて  
おります。それから耕作地として借受  
けた場合には、その借受人が縁故者に  
なります。

○委員長(羽生三七君) 委員外として  
藤野さんから発言を求められていま  
で御了承願います。

○委員外議員(藤野繁雄君) これにつ  
いて少しく国有林野法及び国有林野整  
備臨時措置法についてお尋ねしたいと  
思うのであります。昭和二十六年度の  
予算の審議に当りまして、取上げられ  
た大きいところの問題の一つは、地方

財政平衡交付金の増額であつたのであ  
ります。この問題は予算委員会でも、  
地方財政委員会でも、文部委員会でも  
取上げられて、予算委員会では予算を  
修正しようといふ計画したのであります。

関係方面の了解を得ることができな  
かつたのであります。なぜ地方財政平  
衡交付金がこのように論議されたかとい  
うことは、御承知の通り、国税は  
年々軽減せられておりますが、これに  
反して地方税が増額せられて、その負  
担に堪えないからであるのでありま  
す。地方税を軽減する方法の一つとし  
ては、市町村に一定の基本財産を所有  
せしめて、これの運営によつて相当の  
収益を上げ、住民の負担を軽減するこ  
とであるのであります。私は最近の事  
実は承知しておらないのであります  
が、日本全国の町村中には、町村民税  
を徴収していないところの町村が数カ  
町村あることを記憶しておるのであり  
ます。その中で静岡県の白濱町は「て  
んぐさ」といふものがあつて、この収  
入によつて町費を賄ひ、その残額は町  
民に幾分ずつ入つておるような状況で  
あつたのであります。白濱町以外の無  
税の村はすべて基本財産として山林を  
所有しておつて、この山林の収入によ  
つて村の費用を賄つておつたのであり  
ます。そこで私が先ず第一にお尋ねし  
たいのは、全国で山林を基本財産とし  
て所有しておるところの町村がどのく  
らい現在あるのか、大体いい  
から山林の面積と市町村の数がわか  
つておつたらば、それをお尋ねしたい  
と思うのであります。

○片柳眞吉君 只今の資料はあとで政  
府当局から御説明いたしますが、ただ  
今の御質問のラインで一応申上げて置

きたいと存じますのは、平衡交付金等が少い、その埋合せの意味で林野を払下をするということになりますと、この林野整備の方針と多少方針が違つて来るわけであります。勿論この基本財産のために第一條の第二項におきましても飽くまで、基本財産を造成せしめたい趣旨から第二項の優先順位は規定しておりますけれども、平衡交付金が少い穴埋めのためにやるということでは、これはやはりこの法律の趣旨を脱却するものと思ふのでありまして、できるだけこの本法の精神に則り限りにおきましては、第二項で市町村を最優先に考えておりますから、そういうふうにして行きたいと思つておりますが、今言つた穴埋めのためにやるということになりますと、多少行き方が違ふと思ひます。なお今の基本財産として持つておる山林の面積等につきましては、政府当局から御説明いたします。

○説明員(小川保男君) 只今のことに付いて御参考までに一言御説明をして置きます。国有林野が所在する市町村地に対する交付金といたしまして、これは固定資産税相当額のものであります。が、総計で昭和二十五年には二億一千九百万円の交付金を地元市町村に交付しております。御参考までに申し上げます。

○委員外議員(藤野繁雄君) 次に、基本財産である山林の収入が市町村の経費の何パーセントくらいになつておるのか、日本全国の町村の大体の数字がわかつておつたらば、お尋ねしたいと思ふのであります。

○説明員(小川保男君) 数字はあとで御説明したいと思ひます。

○委員外議員(藤野繁雄君) 次は国有

林野で、昨年三月一日現在では七百八十三万二千三百三十六町歩あるものでありますが、この中で国有林野整備臨時措置法によつて売却予定の反別は何ほどあるか、又売却予定の都道府県及び市町村の数ほどのくらい予定しておられるのであるか、お伺いしたいと思ふのであります。

○片柳眞吉君 只今の払下をすべき面積等につきましては、昨日までお話をいたしましたように、この法律が通過いたしました場合には、やはり政府当局でこの法律の線に沿ひまして慎重な調査をしませんと、実は正確な数字は出ないと思ふのであります。ただ政府当局でも一応の極くラフな数字はあると思ひますから、これは林野庁から一つ説明をお聞き願ひたいと思ひます。

○説明員(小川保男君) これは先ほど片柳委員から申上げました通り、極めてラフなものであります。而も森林法で今度規定いたしております中央審議会において、こういう線を最終的に決定されることと存じます。が、大体のことを申上げますと、孤立団地と申しますところでは五万五千ヘクタール、それから施業場の孤立団地が二万ヘクタール、境界錯綜地が七千ヘクタール、第四号にありますが特別施業地が十四万九千ヘクタール、合計で二十三万三千ヘクタールという数字になつております。

○委員外議員(藤野繁雄君) 都道府県及び市町村の財政は、今回の国有林野整備臨時措置法によつて国有林野を買入れた結果、どの程度くらいに財政上になつておるか、この点お伺いしたいと思ふのであります。

○片柳眞吉君 その点は実は只今資料を持つておりませんが、ただこの機会に重ねて申上げて置きたいのは、勿論この基本財産を作ることのために、できるだけ売却することがこの法律の骨子でありますけれども、併し第一の目的に基本財産を造成するためにはこの払下をするわけではないのであります。やはり昨日まで申上げたような、国有林野の経営の観点から、総合的に見て参りまして、差支えないものは主として基本財産のために払下げて行くというわけで、結果としてそれは基本財産の造成になりますけれども、基本財産の造成を目的としてこれをするわけではないのであります。従つて只今の資料はないのであります。若し必要がありますれば、更に調査をいたしまして、提出をいたしたいと思ひます。

○委員外議員(藤野繁雄君) 私などは我が国の再建の土台といふものは市町村の確立にあると考えるのであります。而して市町村の財政の確立は我が国再建の根本であるのであります。が、市町村の基本財産を増加し、我が国再建の確立することについては最も力を入れなくてはならないということをお考へておるのであります。どうかできるだけ材料を出して頂きたいと思ふのであります。

次に自立経済審議会の審査報告書によつて見ますと、自立経済達成上の問題と対策について書いてあるのがあります。それによつて見ますと、昭和二十六年の用材は適正伐採量より二千万石超過するのであります。又薪炭材は適正伐採量より四千五百四十六万石超過するのであります。

○説明員(小川保男君) 伐採量との関係につきましては、先ほど申し上げました通り、この法律によつて民間に払下げたからといつて伐採量が殖えるということは考えられないのであります。それからもう一つは、どういふ論点でしたかちよつと聞き漏しました。

○委員外議員(藤野繁雄君) 伐採量には関係がないというお話だけれども、現在の国有林を市町村に払下げていろいろなことをやつたならば、より以上に収益が上ると見当を立てて払下げるのではないかと、こう考えるのであります。そういったしたならば、将来におけるところの伐採量にも好影響を私は与えたと、こう考えておるのであります。が、そういうふうな考えはないかどうか、お尋ねしたいと思ふのであります。

○説明員(小川保男君) この払下によりまして需給のバランスには影響はないと思ひます。と申しますのは、やはり適正伐期以上の施業計画によつて伐れるものを伐つて行くわけでありまして、その観点からはこの法律は何ら影響がないと思ふのであります。

○委員外議員(藤野繁雄君) 私などは今回の国有林野法の制定及び整備法の臨時措置法によつて、国有林野として保存して置くのに適当でないという言語があるかも知れないが、市町村並びに県というふうなものに払下げたほうが、森林の経営上有利であるといふような観点から払下げられるのじやなからうか、そして日本の林業政策をより合理化するために払下げられるのじやなからうか、政府も、市町村も、県も共に今回の法律によつて有利に展開するといふことが根本であろうと考へるのであります。この結果において直ちに結果は現れて来ないといひましたけれども、近い将来において何らかの対策がなくては、今回の法律を作られるところの目的に相反するのではなからうかと、こう考へるのであります。この点更に重ねてお伺いいたします。

○説明員(小川保男君) 払下げた土地に大いに造林をして頂きまして、そして造林いたしますと、成長量は天然林のままで放つて置きますより二倍、三倍の成長量を増します。で、そういうふうなことを希望しております。大いに造林して頂きまして、撫育して頂きまして、払下げたものが大いに成長量を増すといふふうなことに努力して頂くように希望しておる次第であります。

○委員外議員(藤野繁雄君) 本年三月一日現在の調査によつて見ますと、貸地が二十一万一千九百三十四町歩、委託林が二百六十六万六千五百五十四町歩、部分林が四万七千六百六十四町歩あるのであります。が、今回の国有林野法の改正によりまして、これらの貸地、委託林及び部分林をどういふふうにしよ

うとお考えになるのか、これらのものは全部今回の法律によつて何とか処理をせられるという新たな構想があるかどうか、具体的にお伺いしたいのであります。

○説明員(小川保男君) 従来の契約、そういった委託林は共用林制度に吸収されるのであります。先ほど申されました貸地とか、委託林その他のものはそのまゝの形において継続されるものと、共用林の形において、或いは貸地として従来通りされるのみならず、更にその範囲は例えば共用林につきましては、自家用の牧畜の放牧などのために使用される場合も含まれておりますので、その範囲は拡大されるものと考えております。

○委員外議員(藤野繁雄君) 次は国有林野法の條文についてお伺いしたいと思ふのであります。第七條に「貸付以外の方法により使用させることができる」と、こう書いてあるのではありませんか、具体的にはどういふ方法であるのか、それからこれの決定権は誰にあるのであるか、決定権の所在をお伺いしたいと思ふのであります。

○説明員(小川保男君) 只今のその他の方法というのは、賃貸契約以外の一時的に簡便な方法による場合を總称してあるのではありません。それからその権限は営林局長の権限であります。

○委員外議員(藤野繁雄君) 第八條であります。第八條の第一号から第四号までが競合した場合の順位は、どういふ順位で決定せられる予定であるか、それをお伺いしたいと思ふのであります。

○説明員(小川保男君) この一から四までの順位の規定はないのであります

が、従つて法律的にはそれを優先すべきかというところは要求されていないのであります。併しなからこの四つを具体的な場合に検討いたしまして、社会通念上これを優先せしむべきものであるというふうに考えられたものを優先すべきものと考えます。それは運用上優先すべきものと考えております。

従つてもう少し御説明を申し上げますと、例えば一号におきましては「公用、公共用又は公共事業の用」とあります。第二号では「基本財産に充てる地方公共団体」、第三が「特別の縁故がある者」、第四が「その所在する地方の農山漁村の産業の用に供する者」、つまり地方産業用の意味であります。さうな規定でありますので、これは具体的に當つて見ないとわかりませんが、まあ第一の「公共事業の用」といつたようなものは、やはり真先に考えられるべきものである、通常考えらるべきものであらうと存じております。

○委員外議員(藤野繁雄君) 次は第十條です。「収益分収の割合」は誰が決定するのであるか、お尋ねしたいと思ふのであります。又その決定の基準があつたらば、基準をお示し願ひたいと思ふのであります。

○説明員(小川保男君) これは契約によるわけで、部分林契約によるわけでありまして、その基準は、大体現在の基準は三官七民ということになつております。但し学校造林の場合におきましては、二官八民ということになつております。

○委員外議員(藤野繁雄君) 次は第十二條です。部分林契約の存続期間は、八十年をこえることができない、こゝういふふうに書いてあるものであります

が、大体八十年以内においてどのくらいの年限を予想しておられるのであるか。それは樹種によつて違ふのであるか、これをお尋ねしたいと思ふのであります。

○説明員(小川保男君) お答え申し上げます。これは北海道とか、九州、四国のような場所的に……、第一に決定の要素は場所的なものであります。それから樹種によつて決定せられるものであります。

○委員外議員(藤野繁雄君) 樹種的な年限は……。

○説明員(小川保男君) 大体六十年くらいになると思ひます。若し詳しい御必要がありましたら、樹種別に大体の見当を次回にお答えいたしたいと思ひます。

○委員外議員(藤野繁雄君) 次は第十三條です。部分林を保護するためには一定の必要な経費がかかると考へるのであります。さういふ経費の負担区分のあらかじめ定められたものがあつたらば、お伺いしたいと思ふのであります。

○説明員(小川保男君) この費用は全部造林者、つまり民間側の負担になつております。

○委員外議員(藤野繁雄君) 次は十七條です。部分林の契約を解除せられたところの造林者の損失補償の要求の決定はどうすればいいのであるか、又決定権は誰がどういふ方法で決定せられるのであるか、その決定する人間及び方法をお尋ねしたいと思ふのであります。

○説明員(小川保男君) お答え申し上げます。第五項の解釈になるのであります。するが、それによりますと「第三項

の規定により部分林契約を解除した場合には、国有財産法第二十四條第二項及び第二十五條の規定を準用する」ということになつておりました。これは国有財産法第二十四條はどういうことを規定いたしておりますかとお申上げますと、つまり造林者はその損害を「当該財産を所管する各省各庁の長に對し、その補償を求めることができ」ということになつております。

で、部分林の場合には、林野庁長官に對して補償の請求がなされるのであります。それから補償の請求があつた場合には、それはその次の第二十五條になります。補償の請求があつたときは、林野庁長官はその額をみずから決定することもあります。それから非常に算定が困難であります。そこには、これを会計検査院の審査に付することができるとあります。この場合におきましては、会計検査院が審査いたしました判定を下すのであります。その場合には林野庁長官はこの判定に従わなければならないということになつております。

○委員外議員(藤野繁雄君) 私は只今の会計検査院の判定のみによるということの第十七條第五項の準用は適當でないかと考へるのではありませんか、これは議論になつてしまひますが、何か民主的に定めるような方法を五項によつて考へられる余地はないのであるか、この点をお伺いしたいのであります。

○説明員(小川保男君) これはさうな法規ではありません。建前を只今申上げましたのであります。つまり必ずしも会計検査院等に要求するのではなくして、長官自身がこれを決定し得るのであります。さういふ場合に学識

経験者等の意見を參酌することは可能であらうと存じます。さういふところまでは只今考へておりませんけれども、併し運用上さういふことは可能であらうと存じております。

○委員外議員(藤野繁雄君) 次は国有林野整備臨時措置法案であります。国有林野を売却される場合においての売却代金の算定基準があつたらば、お伺いしたいと思ふのであります。

○説明員(小川保男君) その基準はこれは法律上時価ということになつております。従つてこれは従来もその例があります。立木は立木を売るに當つて立木の材積を算出してその時価による。土地は又土地の時価を算定いたしまして、それを合算して得たものがこの時価となることと存じます。

○委員外議員(藤野繁雄君) 時価ということについては、いろ／＼時価の幅があるのではありませんか、売却代金でできるだけ双方の了解を得て決定するのであるかと思ふのであります。この双方の協定が困難であるといふような場合においては、先の例をどうつて会計検査院の審査に任せる、こゝういふようなことも考へられておるか、お伺いしたいと思ふのであります。

○説明員(小川保男君) これはさういふことはこの場合には法律上できないのであります。それは追つて会計検査院に送付いたされまして、会計検査院の事後審査を受けるわけでありす。

○委員外議員(藤野繁雄君) 国有林野の売却面積は台帳面積によられるのであるか、実測によられるのであるか、時価といふ場合に反別を主にするかど

うかというような、いろいろな点が疑問になるのでありますが、この点お伺いしたいと思うのであります。

○説明員(小川保男君) 無論この場合は土地については反別が基準になるのであります、その場合は実測によることになっております。

○委員外議員(藤野繁雄君) 市町村又は都道府県が国有林野を買受けたる場合において、その額が大きいというようなことであつたならば、一時にその金を支払うことが困難である。そういうような場合の代金の延納ということ、市町村及び都道府県の借入金と認むべきものであるか、借入金でないとお考えであるか、この点をお伺いしたいと思ふのであります。

○説明員(小川保男君) これは民法上の債務になるのであります、財政上の借入金になるかどうかは、ちよつと私存じておりませんけれども、民法上の債務の関係になつております。

○委員外議員(藤野繁雄君) 今これは借入金になるかどうかということは、若し借入金になるというようなことであつたならば、起債の枠の範囲内でないといけないのであります。借入金でないということであつたならば、起債の枠外で処理ができるのであつて、市町村に国有林野を払下げる場合において非常に都合がいいのであります。できるならば起債の枠外に置いてもらいたいと思うのであります、それだけの希望を申上げて置きます。

次に、延納金の金利、利息はどのくらいに考へておられるのであるか、これをお伺いしたいと思うのであります。

○説明員(小川保男君) これは利息は

只今の現在の大阪省の内規によりますと、この利息は八分五厘。但し八分五厘の場合はこれは二つありまして、八分五厘は収益を目的としないもの、収益を目的としないものと申ししますのは、例えばその土地に学校を立てるといったような場合は収益を目的としないのでありますから、これは年八分五厘になつております。それからその他の場合、つまり収益を目的とする場合、これは林地の、森林の場合は収益を目的とするという観念に該当するわけでありまして、その場合は年九分になつております。

○委員外議員(藤野繁雄君) 国有林野の売却代金を借入れる場合、支払いができない場合においては、確実な担保を提供しなくちゃできないと、こういうふうな規定してあるようでありまして、その確実な担保というやうなものは何であるかということをお尋ねしたいと思ふのであります。できるならばその林野を購入したために債務ができたのでありますから、その林野を担保にして差支えないじやないかと、こう考へるのであります、確実な担保と特に書かれたところの理由及び林野を担保としてでも差支えないかどうかという、こういうやうなことをお尋ねしたいと思ふのであります。

○説明員(小川保男君) これは我々のほうで考へておりますのは、国債等のことを考へております。或いは他の森林等を考へておりますが、この具体的な森林が担保になるかどうかは、更に検討をした上でお答えしたいと思ふのであります。

○委員外議員(藤野繁雄君) 御承知の通り、市町村及び都道府県は非常に財政的に困難を感じておるのでありますから、国債であるとか、何であるとかいうやうなものを担保に入れる余裕は殆んどないんじやなからうかと、こう考へられるのでありますから、できるだけ買受けた林野を担保にするようにお願いして、私の質問を打ち切ります。

○三浦辰雄君 今藤野議員の質問に対して答へた中で、委託林は共用林になつていくことまでお答えがございましたが、委託林のうちいわゆる簡易委託林というもので共用林になるというふうな解釈していいのかわか、その点は誤解があると思ひますが、一つお答えをお願いしたいと思います。

○説明員(小川保男君) これはそういうふうになります。というのは、共用林におきまして、簡易委託林程度の共用林がありまして、それに移ることになると思ひます。

○三浦辰雄君 私は国有林野法の問題で一つお尋ねしたいと存じますが、それは第十八條の二項でございまして、この二項は、「自家用薪炭の原木の採取」というものに対して使用収益権を取得させることができる。その場合は「旧来の慣行その他特別の事由があるとき」というその特別の事由につきまして、昨日提案者からは開拓等の場合と

いうことを言つておるのであります。開拓は従来からの開拓と、それからいわゆる緊急開拓の自作農創設によるあの開拓があるわけでありまして、あの新しい法律によつた分は、これは当然政府の所有する土地というものは、法律上は除いてあります、事実問題としては当然附帯地として出しておるはずであります。そうすれば従来のいわゆる開墾適地による開拓地であつ

て、そういう附帯地のない時代の開拓の場合は当然これは考えられると存じますが、併し「その他特別の事由」という点は何と明らかにする必要があるんじやないか。というのは、今の農地調整法の十四條の三には、民有林の場合において、そういう従来の慣行のあつた場所についてだけ、これを使用収益権というものを設定することを許しておる、そして新しい場所について、非常に極めて狭い形に扱つておるのであります。ここで若し国有林が「その他特別の事由」という点を明らかにして置かざるといふと、そこにどこでも今日営農の關係からいたしまして、自家用の薪炭も欲しい、又出さなければならぬという事情の所が非常に多い事情から見るといふと、或る者はこれをどこでも設定してくれるというふうな解釈をするのであります。或る者はそうでなく、これを非常に厳格に「その他」といふものは本當の付けた程度で、従来の慣行あるのみというふうな解釈をしたがる人もあります。その点は明らかにして頂きたいと存じます。

○説明員(小川保男君) お答え申し上げます。この附帯地を国有林が新らしい入植者について出しておるうちに只今の御質問でありましたが、これは私の解するところによりまして、出してないとして了解しております。従つてこの「特別の事由」という中には、新入植者のことを先ず第一に考へておるのであります。その他これに準すべきやうな場合を「特別の事由」として考へておるのであります、只今の御質問は誠に適切な御質問でありますので、

この点は通牒等で解釈内容をはつきりさして置きたいと存じます。

○三浦辰雄君 国有林野整備臨時措置法案であります、これは先ほど藤野議員から根本的の問題について盛んに御質問があつたのに対して、これに対して余り答へがなかつたようでありまして、この法律は極めて差当りな問題だけで、国有林野というものの性質から見て、従来の明治維新におきまして、自分の経営から見て、小さい飛び離れた所は管理がしにくいから、こいつを希望者があれば売りたい、又自分の経営の観点から見て、今日の民主的な時代であるから、従来よりもつと増して、地元住民との間の密接な關係を濃厚にしなければならぬという立場からだけの技術的な扱いのように思ふのであります、それにいたしまして、

第一條の二項の御説明で、この臨時整備の段階では、処分されるものの全体を総合して見た場合に、少くとも現在の国有林野の収益性を低下させるやうな整備はなされないという意味だという御説明を、昨日提案者から承つたわけでありまして、そうすると、整備をいたしますものは、ことごとくいわゆる経営上の赤字になるというものを今日放す。こういうふうな解釈ができるのであります、その点と、それから総合して見た場合という、或る程度調査が進んで全貌が揃わんという、この作業を開始しないのかどうか、そういうふうなこの説明を強く解釈すべきものか、そうでなく、大体そういう考えだけでも、出るに従つてこれを処分して行く、こういう考えであるのか、この点が一つであります。

○説明員(小川保男君) 私から昨日の片柳先生の御説明を敷衍いたしたいと思ひます。只今の御質問であります。これは具体的に赤字経営であるという立場だけを考へておるのではありません。それは全体として見て、国有林野の収益性を低下せしめるものはやらない、全体的な観点に立つてやるのであります。国有林の経営上不便なところも国有林の経営合理化の観点からやり直すけれども、必ずしも赤字だけのところとは限らないのであります。

○三浦辰雄君 これからどしどし実行するのですか。

○説明員(小川保男君) それはどしどし実行するつもりであります。どしどしというのは、暫定期間でありまして、三年間の期限が切れておりますので、申請がありましたら、それについて具体的審査を始めるつもりであります。

○岡村文四郎君 先ほどもお伺いしましたが、現状を見なければならぬという御説明でしたが、私は将来非常に複雑になることを心配してお伺いしたのですが、境界線のことです。そこで建前は、川とか、分水嶺を境界とすることを建前にするのではありません、何年たつてもうまく行くことができないものだと思うのです。それは現状によつて確定するのでしょうか、要は営林局長が権限を持つておる。ところが局長というのはなかなか後生大事に自分の山といふのは一本でも伐るとか、伐らなとかいふ余計なことは避けておる。なか／＼簡単にここで議論するようなものではない。だからそういう原則を示すことが将来のためになると思うのです。

です。そうしますと、私実は或る場所に三千六百町歩の民有林を持つておるわけなんです。その民有林を調査したところが、殆んど国有林の七合目に近づいておる。下は三十四年ばかり前に伐つて今は幼木ですが、それを伐るのを待つておるのだが、それを測量をやるというところは文句の種だから、分水嶺をやつたほうが境界線がはつきりする。その山は分水嶺をやつたほうがいいと、そう思つておるのですが、川か、分水嶺で境界線を作れば、測量の必要はなくなる、ただ平地は別ですが、平地といふものは殆んどない、殆んど山ですから、そういう基本でもお示しにならないと、これはなかなか地方に任せてはどうもそれ以上進んで来ない。大体局長で治まる。局長の裁量で以て境界線がきまるようになっておりますが、畑地と国有林の境界はそうでありませんが、山同士の境界はそうしたほうがいいと思ひますが、そういう御意思がありますか。実地を見る、見ないは別として、そういう御意思があるかどうか、もう一度お伺いします。

○説明員(小川保男君) お答えいたします。分水嶺とか、そういうことはこの規定では実は考へていないのであります。ただ非常に入り組んでいる所といふのを考へております。そういう場合には林相その他で、まあこれは民有林の場合でもそうありますが、大体境界がわかるということ、そこまでは考へていないのであります。ただこれは最終的には中央森林審議会の決定に待つてあります。大体地方で問題のありそうなのは、中央審議会で決定するつもりであります。

○岡村文四郎君 それでは今度は措置法の第一條の四項ですが、これはどう解釈したらよいか。国有林野でその所在する地方の住民に對しその自家用に供する薪炭の原木を供給する慣行があるため、現に特別な施策を行つていないもの」といふ、これはどういふのですか。これを一つお聞きしたい。

○説明員(小川保男君) お答えいたします。これは法律用語ではありませんけれども、普通委託林と申しますのを大体考へておるのであります。自家用にするための薪炭原木を供給する慣行があつて、薪炭林としての施業を行なつていて、用材林としての施業を行なつていないところは除かれるのであります。かような所を考へております。

○岡村文四郎君 例へばその国有林の附近の住民が国有林から薪炭の供給を受ける以外に途はない、そこで現にずっと慣習で受けている場所には、この際或る部分を切つて、その地方の住民に薪炭林として扱ふようにしようというのですか、そうでないのですか。

○説明員(小川保男君) 只今御質問の趣旨の通りであります。従来長らく薪炭林として扱ふて、この慣行のあるところはこれによるか、或いは供用林制度によるか、いずれかによつてその地の慣行を認めて行きたいというふうに考へております。

○江田三郎君 さつきお尋ねして中途半端になつてしまつたのですが、国有林野法の第五條の異議の異議の申立てがあつた場合には境界は決定しない。そうすると、境界が決定しないまま国のほうは積極的には別にどうという手段を講じられないで放つて置かれると

いうことになるのですか。

○説明員(小川保男君) 國のほうでも事業をやる上において争いがあつて困る場合には、或るべく訴訟等の費用と時間のかかる方法を避けまして、裁判所に調停を申立てるつもりであります。調停の申立てで決定するように考へております。

○江田三郎君 そういふような困難なところは調停を申立てたところで、その調停ができんということもあるわけですね。

○説明員(小川保男君) そういう場合もあります。

○江田三郎君 併し原則としては訴訟等は起さないで行こうということなんですか。

○説明員(小川保男君) 或るべく訴訟のようなことは、でき得べくんば避け、話し合ひの、調停委員の仲裁による仲裁で行きたい、かように考へております。

○江田三郎君 それから第二條の二の「國民の福祉のための考慮に基き森林經營の用に供されなくなり」といふのは、具体的に言つてどういふことですか。

○説明員(小川保男君) お答えいたします。これは國民の福祉のための考慮に基いて、つまり森林原野にして置くよりも、例へば農耕地その他学校建築、その他の國民の福祉のために、森林でないような、不要存置に所属換をしたほうがいいというわけで、所属換を不要存置に落したところを申すのであります。

○江田三郎君 それからもう一つ臨時措置法のほうの第一條なんです、この際具体的な場所とか、或いは評価の

仕方とかといふことは、一切農林大臣或いは直接は営林署長でしょうが、そういう人が單獨でできることができないわけですか。それからもう一つ、第一條の中の「地方公共団体その他の者」といふ「その他の者」といふのは、個人の場合もあるわけですか。

○説明員(小川保男君) これは具体的な場所は、扱下げをしてもらいたい、売却をしてもらいたい人の請求によるのであります。請求によるのであつて、営林署長並びに局長が発動するのではないので、申請のあつたものについて判断をするということになつております。それから第二点であります。それが「その他の者」といふのは、例へば私立学校の設立者とか、或いは部落、それから法律ではこれは私人も含むことになつております。ちよつと補ひをして置きます。法律ではそういう建前になつておりますけれども、こちらの法のあとの順位のところにあります。うに、これは市町村、住民、府県というふうな恒久的なものを第一義的に考へる、むしろそちらのほうを中心としてできた規定であります。

○江田三郎君 この場所は、請求によつてということなんです、併しそういう際に、只今のお話のように個人の場所もあるわけ、或いは部落といふような名前が出て、実際にには少数の、部落でなしに、部落の中の何人かの人がその請求をするという場合があるわけですが、そういう際に、その評価といふようなものが、ただ地元営林署長或いはそれを監督する農林大臣といふだけで、或いは今まで住々ほかの場合にあつたような、故意に不当な値段で扱ひ下げるといふような、そう

いう心配はないわけですか。そういうことも又防止するための手段というものは要らないとお考えなんですか。

説明員(小川保男君) 結局最終的に会計検査院の審査を受ける、事後審査を受けることになりまして、さような観点からきめられると思います。なお問題になるようなむづかしい案件については、これは先ほど御説明申し上げました通り、最後には中央森林審議会の決定するところでありまして、その方針は……現在我々の想定しておりますところでは、むづかしい問題は中央森林審議会の議にかけてやるというふうに考えております。

○江田三郎君 会計検査院のほうで検査されるというところで、実際立木の数がどうなっているのかというようなことは、あとで検査したところで一方向わけがわからなくて、立木の数などというのは、若し悪意があれば……而も境界等にしろはつきりしない問題が出て来る。そこでいろいろなことに悪いことをしようと思えばする余地が非常に多いと思うので、そういうことのためにもう少し中央森林審議会ですとか、今言われました、そういうことでもつとにつきりとした扱い方をきめられる意思はございせんか。

○説明員(小川保男君) 先ほど申し上げました通り、中央森林審議会では、基準を、準則と申しますか、そういうものをきめまして、そうしてその適正を期して行きたいつもりでありますけれども、これはお説の通りな危険はあるのでありまして、そういう危険のないように、これは会計検査院並びに、これは世間の目もありますから、そういうことで十分我々としても警戒して

慎重にやつて行きたいと思っております。

○江田三郎君 なおもう一つ、臨時措置法の問題について、この提案の理由の中にもありますが、抜本的な整備は国土の総合利用にも関連するので、軽々に拙速を以て処理することはできないと、こうありますが、そういうような抜本的な整備というものについては、今後どういうふうにお考えになつておられますか。

○説明員(小川保男君) 抜本的な整備というものは、実は中央審議会でもその必要ありや否やを検討して頂くつもりでおります。官僚の一方的な考え方で処理するのではなくして、広く学識経験者の意見を聞いてやりたい、かように考えております。

○江田三郎君 専ら民主主義の道を踏むわけですね。

○説明員(小川保男君) そうでございます。

○委員長(羽生三七君) 私ただ一つちよつと承わりたいと思うのですが、先ほど藤野さん、三浦さん等からお尋ねのあつたことに関連するわけでありまして、大体まあ今度出て来ると思う森林法なんかの規定がそうでありまして、林法なんかの規定がそうでありまして、けれども、日本の森林資源を保護育成するために各種の森林関係の法律ができるわけですが、そういう基本的な森林の資源の培養なり、保護育成という面と、今度の国有林野法の整備の臨時措置法との関係であります。これは実際に整理をしなければならぬような場合があるもので、当然こういう法律が出ることは予想しておつたことですが、けれども、過度の伐採、つまり本来の森林資源の培養と相矛盾するような過度の伐採というようないふことが起る危険性

がありはしないかということも一面考へられるのですが、その場合には御提出下さつたこの資料にある大体整理される対象の面積というものが、この資料に出ておるわけでありまして、この資料も、この範囲に大体とどまるものと想像してよろしいのですか。

○説明員(小川保男君) これは極めてラフな数字を挙げておりますが、これが全部整理の対象となるか、或いは全部なるように私は私どもは考えられないのであります。それは先ほど御心配になつたような点が法規に盛り込んでおきまして、第一條に「当該国有林野を適正に経営することができると認められる地方公共団体、そういう能力におきまして、或いは具体的な計画をもち、或いは造林をするという意欲、それから技術その他の総合的な観点におきまして、これが本当に山が荒廃しないものだ」ということを認められた場合のみ、これが扱下げがなされるというふうな規定の建前になつております。

○委員長(羽生三七君) いや、重ねて申し上げますが、それは私よくわかつておるものであります。ただそういう規定がこの法律の中に設けられる、又その場合の優先順位等も明らかに規定されておるにもかかわらずですね。なお且ついろいろな政治的考慮等によつて相当の圧力が加わつて来たというような場合に、大体提示されたし程度の予定面積を無限にオーバーすることのないような措置というものが、実際にとり得られるものかどうかという点であります。

○説明員(小川保男君) それは中央審議会等でもその点は十分慎重に取扱われたものであらうと存じております。

○委員長(羽生三七君) もう一つちよつと簡単なことですが、この国有林野法の第四條の二行目のところに「隣接地の所在する市町村の職員、の立会を求め」とありますが、この市町村の職員というのは役場の職員ですか、町村役場の職員ですか。

○説明員(小川保男君) さようです。○岡村文四郎君 林野法の第七條ですが、このいろいろ書いてあるところ、二、三、四と書いてあるこの四のところへ持つて行つて、「貸し付け、又は使用させる面積が五町歩をこえない」と書き、と書いてあるが、これは前のどこを縛つたものですか、これだけ一つのものです。その放牧又は採草の用に供するといふ……、どこを縛つておるか、どういふのですか、お聞きしたい。

○説明員(小川保男君) これは貸付又は使用させる面積が……これは独立の條文でありまして、それは採草、放牧等に要することをいふ要件が加わつていないのであります。ただ要件が加わつておりますのは、国有財産法の第十八條の「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において」という條件が加わるだけでありまして、五町歩はその限りにおいては何らの條文が加わつていないのであります。

○岡村文四郎君 そうすると、これは公共団体であるとか、そんな団体だけじゃなくして、個人でもこれが適用されるのですか、どうですか。

○説明員(小川保男君) さような解釈であります。

○岡村文四郎君 もう一つお尋ねいたしますが、次の八條のこの四番目「当該林野をその所在する地方の農山漁村

の産業の用に供する者、こうあるんですが、これはどこを指してお書きになつてゐるか、お聞きしたい。

○政府委員(小川保男君) お答えいたします。これは必ずしも農林漁業のみでなく、広く地元産業を意味してあります。

○宮本邦彦君 今のすぐ前の特別な縁故があつてと、この特別な縁故は何か物權的な意味に解釈しておいでになるんですか。

○政府委員(小川保男君) これは先ほど御説明申し上げましたが、もう一度申し上げます。特別の縁故とは、これは詳しく申し上げますと、国有林野法施行規則というのがあります。その国有林野法施行規則の第三十五條に規定してあるものであります。この土地がもと／＼寄附されたものであるならば、この林野が寄附されたものであるならば、その寄附者のもの、売つた場合は売主、それから産物の採取、土地使用の慣行があつた林野についてはその採取者、使用者、耕作地の場合の借受人はその借受人ということになつております。

○宮本邦彦君 これは具体的な一つの問題なんです。これは福島県の矢吹の国営開墾地区にある問題なんです。これはあそここの羽鳥という部落のこれは長い間の係争地なんです。で、明治維新一度国有地になつた、そうして国有林に編入されたのですが、その部落が十何年に亘つて部落有林だ、保有林だという係争を起した、ところが到頭敗訴になつたのです。そうしてそこは敗訴になつたけれども、そこらのその部落の人たちにもつと薪炭林を縁故扱下げというようないふ意味で、国有林を

払下げておつたんです。従つてその問題は解消しておつたんです。ところが今回あそこが溜池の敷地になりました、そうして部落が移転しなければならなくなつた。ところがその部落民が一部分は移転したのです。ところが一部分は移転しないのです。それは何と云うか薪炭林の権利をなくするものだから、移転しないで、初め出た人がもう山へ帰つても伐れなくなつて縁故払下げをしてもらえなくなつた、だから移転した人と移転しない人と非常に仲が悪くなつた。そうしてその移転問題に非常に大きな問題が出て来たのです。だからそういうものに対して補償料というものが出せるのか、出せないのかということです。縁故というものが自然に消滅しちゃつたんだからこの自然消滅が、個人が出て行つたのではなく、国の政策によつて出たのだ。だから、これは或いは国有林のほうの関係ではないかも知れないけれども国が出す義務があるかどうか。

○説明員(小川保男君) どの所管ですか。

○宮本邦彦君 これは農林省の所管です。溜池です。

○説明員(小川保男君) そうするとそれは林野特別会計の問題……。

○宮本邦彦君 林野庁には関係ないのですけれども、この縁故というものは、どういふふうにお考えになつておられるかという他の面なんです、私のお伺いしたいのは……。それによつて補償の義務がある、ないということが出て来るわけがあります。

○説明員(小川保男君) その場合にはどうも縁故に当たらないように思います。

○宮本邦彦君 そうすると、従来はこういう考え方になつておるから、従来はともかくうさぎから、この部落の人を手なずけるために特別計らいでいつも払い下げしておつたというふうに、特別計らいだから営林署長の特別計らいというふうな考えでやつておいでになつたというふうな解釈すれば、何にもないわけですね。ちよつとそれを調べて頂きたいのですが。

○説明員(小川保男君) それは別にこの問題と切り離してですね。

○宮本邦彦君 だからこの縁故というものがどういふ性格のものであるかどうか。

○説明員(小川保男君) それは縁故の発生原因はいろいろあると思ひますが、地元が従来からの慣行、ずつと前から、つまり国有林になる前から、徳川時代からの慣行になつてゐる。それを大体引継いでおります。そこに使用権を持つておるといふところを引継いでおります。

○宮本邦彦君 それからもう一つお伺いしたいのですが、先ほど三浦委員からお話になられたときに、全体的な考えで以て、全体的な観念で以てということと言われたのでございますが、その全体的な観念という意味がまだ私ちよつと腑に落ちないのですが、この必要としないという意味が、これは林業経営の立場でないといふことは、そればかりでないといふことは、今三浦さんの質問に対するお答えでわかつたのですが、その必要としないという説明が非常に消極的な説明なんです。現実的に地域的に考えると、私東北におつたことがあるのですが、東北の山林は国有林が非常に多いのです。そ

うして部落があつて、部落の畑なり、何なりに接続しておるものが、すぐ国有林というところがあるが非常に多いのです。そのために東北の農村というものには非常に困つておる。はつきり申上げれば、東北の農村のこういつた山間部落は国有林に從属するような形で以て今まで生活しておる。従つて国有林の開放という問題は大きな問題であつたわけです。そういうような大きな意味の全体的な観念が含まれておいでになるかどうか。

○説明員(小川保男君) これはこの法律は名前の示します通り臨時的な措置でありまして、そういう根本的な大きな問題は、将来十分検討の上決定されるべきことだといふ建前でございます。ただ今おつしたところで、軒下国有林といつたようなところで、従来の自家用薪炭原木を払下げておつたようなものは、大体この四項に入つて、地元民がよほど緩和されることを考えております。

○宮本邦彦君 それから臨時措置法といふのは三年ときまつておるのですが、三年で御計画通り進行するのでございませうか。

○説明員(小川保男君) 大体そういう考えです。

○委員長(羽生三七君) では本日はこれで散会いたします。

午後三時十五分散会  
出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君  
理事 西山 亀七君  
片柳 眞吉君  
岩男 仁藏君  
岡村文四郎君

| 委員       |                 |
|----------|-----------------|
| 池田宇右衛門君  | 白波瀬米吉君          |
| 瀧井治三郎君   | 平沼綱太郎君          |
| 宮本 邦彦君   | 江田 三郎君          |
| 門田 定藏君   | 小林 孝平君          |
| 三橋八次郎君   | 飯島通次郎君          |
| 加賀 操君    | 溝口 三郎君          |
| 三好 始君    | 三浦 辰雄君          |
| 藤野 繁雄君   | 原田 雪松君          |
| 衆議院議員    | 島村 軍次君          |
| 政府委員     | 農林政務次官          |
| 事務局側     | 常任委員会専門員 倉田 吉雄君 |
| 常任委員会専門員 | 安樂城敏雄君          |
| 説明員      | 林野庁林政部長 小川 保男君  |

| 家畜伝染病予防法案                                                                 |  |
|---------------------------------------------------------------------------|--|
| 目次                                                                        |  |
| 第一章 総則(第一條—第三條)                                                           |  |
| 第二章 家畜の伝染性疾患の発生                                                           |  |
| の予防(第四條—第十二條)                                                             |  |
| 第三章 家畜伝染病のまん延の防                                                           |  |
| 止(第十三條—第三十五條)                                                             |  |
| 第四章 輸出入検査(第三十六條—第四十六條)                                                    |  |
| 第五章 雑則(第四十七條—第六十二條)                                                       |  |
| 第六章 罰則(第六十三條—第六十六條)                                                       |  |
| 附則                                                                        |  |
| 第一章 総則                                                                    |  |
| (目的)                                                                      |  |
| 第一條 この法律は、家畜の伝染性疾患(寄生虫病を含む。以下同じ)の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的とする。 |  |
| (定義)                                                                      |  |
| 第二條 この法律において「家畜伝染病」とは、左の表の上欄に掲げる伝染性疾患であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜についてのものをいう。        |  |

| 伝 染 性 疾 病 の 種 類 |  | 家 畜 の 種 類  |  |
|-----------------|--|------------|--|
| 一 牛 疫           |  | 牛、めん羊、山羊、豚 |  |
| 二 牛 肺 疫         |  | 牛          |  |
| 三 口 蹄 疫         |  | 牛、めん羊、山羊、豚 |  |
| 四 流行性感          |  | 牛          |  |

|     |                             |              |
|-----|-----------------------------|--------------|
| 五   | 流行性脳炎                       | 牛、馬、めん羊、山羊、豚 |
| 六   | 狂犬病                         | 牛、馬、めん羊、山羊、豚 |
| 七   | 炭疽                          | 牛、馬、めん羊、山羊、豚 |
| 八   | 氣腫疽                         | 牛、めん羊、山羊、豚   |
| 九   | 出血性敗血症                      | 牛、めん羊、山羊、豚   |
| 十   | ブルセラ病                       | 牛、めん羊、山羊、豚   |
| 十一  | 結核病                         | 牛、山羊         |
| 十二  | ピロプラズマ病(省令で定める病原体によるものに限る)  | 牛、馬          |
| 十三  | トリパノゾーマ病(省令で定める病原体によるものに限る) | 牛、馬          |
| 十四  | アナプラズマ病                     | 牛            |
| 十五  | トリコモナス病                     | 牛            |
| 十六  | 鼻疽                          | 馬            |
| 十七  | 仮性皮疽                        | 馬            |
| 十八  | 馬伝染性貧血                      | 馬            |
| 十九  | 馬バラチフス                      | 馬            |
| 二十  | 羊痘                          | めん羊          |
| 二十一 | かいせん                        | めん羊          |
| 二十二 | 豚コレラ                        | 豚            |
| 二十三 | 豚丹毒                         | 豚            |
| 二十四 | 家きんコレラ                      | 鶏、あひる        |
| 二十五 | 家きんベスト                      | 鶏、あひる        |
| 二十六 | ニューカッスル病                    | 鶏、あひる        |
| 二十七 | ひな白痢                        | 鶏、あひる        |

2 この法律において「患畜」とは、家畜伝染病にかかっている家畜をいい、「疑似患畜」とは、患畜である疑がある家畜及び牛痘、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、鼻疽又は羊

痘の病原体に触れたため、又は触れた疑があるため、患畜となるおそれがある家畜をいう。  
(管理者に対する適用)  
第三條 この法律中家畜、物品又は

施設の所有者に関する規定(第五十六條、第五十八條及び第五十九條の規定を除く。)は、当該家畜、物品又は施設を管理する所有者以外(鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該家畜、物品又は施設の運送の委託を受けた者を除く)があるときは、その者に対して適用する。  
第二章 家畜の伝染性病(死亡の屈義務)  
第四條 牛、馬、めん羊、山羊又は豚の所有者は、これらの家畜が疾病のため死亡したときは、省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を当該家畜の死体の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならぬ。但し、鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機により運送業者が運送中の家畜については、当該家畜の所有者がすべき届出は、その者が遅滞なくその届出をすることができるときを除き、運送業者がしなければならぬ。

2 前項但書の家畜についての同項の届出は、運輸上支障があるときは、当該貨物の終着地を管轄する市町村長にすることができぬ。  
3 第一項の規定は、当該家畜について既に第十三條第一項の規定による届出をしている場合、家畜が第四十條又は第四十五條の規定による検査中に死亡した場合その他省令で定める場合には、適用しない。  
4 市町村長は、第一項の届出があつたときは、省令で定める手続に従い、その旨を家畜防疫員に通報

するとともに都道府県知事に報告しなければならない。  
5 市町村長は、第一項の規定による届出をした者から請求があつたときには、省令の定めるところにより、届出を受けた旨の証明書を交付しなければならない。  
(移動のための健康証明書の携行)  
第五條 政令で定める家畜の所有者は、家畜の伝染性疾病にかかつていない旨の健康証明書とともにするのなければならない。当該家畜を政令で定める区域をこえて移動させる場合は、この限りでない。  
一 短期の一定期間内に当該区域の境界をこえて往復させる場合  
二 殺の目的をもつてと、場に直送する旨の都道府県知事が発行する証明書とともに移動させる場合

三 試験研究の用に供するためその他省令で定める特別の事由により都道府県知事の許可を受けて当該許可書とともに移動させる場合  
四 第四十四條第一項の規定による輸入検査証明書又は第四十五條第三項の規定による輸出検査証明書の交付を受けた日から三十日以内に当該証明書とともに移動される場合  
2 前項の政令で定める区域は、都道府県の区域又はこれをこえる区域でなければならない。  
3 第一項の健康証明書は、都道府県府知事又は獣医師が省令で定める基準に従つて発行するものとし、その有効期間は、三十日とする。

4 第一項第一号の一定期間並びに同項の健康証明書、同項第二号の証明書及び同項第三号の許可書の様式は、省令で定める。  
5 運送業者は、第一項の家畜の運送については、同項の違反を生じないようにしなければならない。  
(検査、注射、薬浴又は投薬)  
第六條 都道府県知事は、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため必要があるときは、家畜の所有者に対し、家畜について家畜防疫員の検査、注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずることができる。  
2 前項の命令は、省令で定める手続に従い、その実施期日の十日前までに左に掲げる事項を公示して行ふ。但し、緊急の場合には、その期間を三日まで短縮することができる。

一 実施の目的  
二 実施する区域  
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
四 実施の期日  
五 検査、注射、薬浴又は投薬の別及びその方法  
(検査、注射、薬浴又は投薬を行つた旨の表示)  
第七條 都道府県知事は、前條第一項の規定により検査、注射、薬浴又は投薬を受けた家畜に、省令の定めるところにより、検査、注射、薬浴又は投薬を行つた旨のらく印、いれずみその他の標識を家畜防疫員に附させることができる。  
(証明書の交付)  
第八條 都道府県知事は、第六條第

一項の規定による検査、注射、薬浴又は投薬を受けた家畜の所有者から請求があつたときは、省令の定めるところにより、検査、注射薬浴又は投薬を行つた旨の証明書を交付しなければならない。

(消毒方法等の実施)

第九條 都道府県知事は、家畜の伝染性疫病の発生を予防するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、省令の定めるところにより、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができ。

(へい、獸取扱場についての制限)

第十條 へい、獸取扱場においては、疾病のため死亡した牛、馬、めん羊、山羊及び豚は、左の各号の一に該当する場合でなければ、これを解体し、埋却し、又は焼却してはならない。

一 第四條第五項の証明書がある場合

二 第二十一條第一項本文の家畜防疫員の指示に従い焼却し、若しくは埋却する場合、同項但書に規定する場合又は同條第三項の許可を受けて解体する場合

(化製場についての制限)

第十一條 化製場においては、農林大臣が家畜の伝染性疫病の発生を予防するため必要があると認めて指定する骨肉皮毛類については、省令で定める基準に適合する設備及び方法によるのでなければ、これを原料とする製造を行つてはならない。

(家畜集合施設についての制限)

第十二條 競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物であつて農林大臣の指定するものの開催者は、その開催中、省令の定めるところにより、家畜診断所、隔離所、汚物ためその他家畜の伝染性疫病の発生を予防するために必要な設備を備えなければならない。

2 前項の規定により家畜診断所を備えなければならない催物の開催者は、その開催中、その家畜診断所において家畜の伝染性疫病にかかつていないと診断された家畜及び第五條第一項の健康証明書のあつた家畜以外の家畜をその開催の場所においていけい留置してはならない。但し、前項の隔離所にいけい留置する場合は、この限りでない。

第三章 家畜伝染病のまん延の防止

(患畜等の届出義務)

第十三條 家畜が患畜又は疑似患畜となつたことを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検案した獣医師(獣医師による診断又は検案を受けていない家畜又はその死体についてはその所有者)は、省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長にその旨を届けなければならない。但し、鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機により運送業者が運送中の家畜については、当該家畜の所有者がなすべき届出は、その者が遅滞なくその届出をすることができるときを除き、運送業者が

しなければならない。

2 前項の規定による届出については、第四條第二項及び第三項の規定を準用する。

3 市町村長は、第一項の届出があつたときは、省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を公示し、家畜防疫員及び隣接市町村長に通報し、且つ、都道府県知事に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の報告を受けたときは、省令で定める手続に従い、その旨を公示するとともに農林大臣に報告し、且つ、関係都道府県知事に通報しなければならない。

(隔離の義務)

第十四條 患畜又は疑似患畜の所有者は、遅滞なく、当該家畜を隔離しなければならない。但し、次項の規定により家畜防疫員の指示があつたときにおいて、その指示に従つて隔離を解く場合は、この限りでない。

2 家畜防疫員は、前項の規定により隔離された家畜につき隔離を必要としなかつたと認めるときは、その者に対し、隔離を解いてもよい旨を指示し、又はその指示にあわせて、家畜伝染病のまん延を防止するため必要の限度において、いけい留、一定の範囲をこえる移動の制限その他の措置をとるべき旨を指示しなければならない。

3 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、患畜若しくは疑似患畜と同居していたため、又はその他の理由により患畜となるおそれがある

家畜(疑似患畜を除く)の所有者に対し、十日をこえない範囲内において期間を限り、当該家畜を一定の区域外へ移動させてはならない旨を指示することができる。

(通行しや断)

第十五條 都道府県知事は市町村長は、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、省令で定める手続に従い、四十八時間をこえない範囲内において期間を定め、患畜又は牛疫、牛肺疫、口蹄疫、鼻疽若しくは羊痘の疑似患畜の所在の場所(これに隣接して家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場合を含む)とその他の場所との通行をしや断することができる。

(と殺の義務)

第十六條 左に掲げる家畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、直ちに当該家畜を殺さなければならない。但し、省令で定める場合には、この限りでない。

一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、鼻疽又は羊痘の患畜

二 牛疫又は口蹄疫の疑似患畜

2 前項の家畜の所有者は、同項但書の場合を除き、同項の指示があるまでは、当該家畜を殺してはならない。

(殺処分)

第十七條 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、左に掲げる家畜の所有者に期限を定めて当該家畜を殺すべき旨を命ずることができ。

一 流行性脳炎、狂犬病、炭疽、気腫疽、出血性敗血症、ブルセラ病、結核病、ピロプラズマ病、トリパノゾーミア病、アナプラズマ病、仮性皮疽、馬伝染性貧血、馬バラチフス、かいせん、豚コレラ、豚丹毒、家きんコレラ、家きんベスト、ニューカッスル病又はひな白痢の患者

二 牛肺疫の疑似患者

2 家畜の所有者又はその所在が知られないため前項の命令をすることができない場合において緊急の必要があるときは、都道府県知事は、家畜防疫員に当該家畜を殺させることができる。

(と殺の届出)

第十八條 患畜又は疑似患畜の所有者は、当該家畜を殺すときは、前二條の規定により殺す場合その他省令で定める場合を除き、あらかじめ家畜防疫員にその旨を届けなければならない。

(と殺に関する指示)

第十九條 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、第十七條の命令又は前條の届出に係る家畜につき、殺す場所又は殺す方法を指示することができる。

(病性鑑定のための処分)

第二十條 都道府県知事は、病性鑑定の必要があるときは、家畜防疫員に家畜の死体を剖検させ、又は剖検のため疑似患畜を殺させることができる。

2 家畜防疫員は、病性鑑定のため必要があるときは、疑似患者の所有者に対し、七日をこえない範囲

内において期間を定め、当該家畜を殺してはならない旨を指示することができる。

(死体の焼却等の義務)

第二十一條 左に掲げる患畜又は疑似患畜の死体の所有者は、家畜防疫員が省令で定める基準に基いて指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。但し、病性鑑定又は學術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他省令で定める場合は、この限りでない。

一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性感胃、狂犬病、炭疽、気腫痘、出血性敗血症、鼻疽、仮性皮痘、羊痘、豚コレラ、豚丹毒、家きんコレラ、家きんベスト又はニューカッスル病の患畜又は疑似患畜の死体

二 流行性脳炎、ブラセラ病、結核病、馬伝染性貧血、馬バラチフス、かいせん又はひな白痢の患畜又は疑似患畜の死体(と場において殺したものを除く。)

2 前項の死体は、同項但書の場合を除き、同項の指示があるまでは、当該死体を焼却し、又は埋却してはならない。

3 第一項の規定により焼却し、又は埋却しなければならない死体は、家畜防疫員の許可を受けなければ、他の場所に移し、損傷し、又は解体してはならない。

(へい)獣処理場等に関する法律の特例)

第二十二條 第二十一項の規定による剖検のため家畜の死体を解

体する場合及び前條第一項の規定により家畜の死体を焼却し、又は埋却する場合には、(へい)獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第四百十号)第二條第一項の規定(へい)獣処理場外における処理の禁止)は、適用しない。

(汚染物品の焼却等の義務)

第二十三條 家畜伝染病の病原体により汚染し、又汚染したおそれがある物品の所有者(当該物品が鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機により運送中のものである場合には、当該物品の所有者又は運送業者。次項において同じ。)は、家畜防疫員が省令で定める基準に基いて指示に従い、遅滞なく、当該物品を焼却し、埋却し、又は消毒しなければならない。但し、ひな白痢の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品その他省令で定める物品は、指示をまたないで焼却し、埋却し、又は消毒することを妨げない。

2 前項の物品(同項但書の物品を除く。)の所有者は、同項の指示があるまでは、当該物品を焼却し、埋却し、又は消毒してはならず、また、家畜防疫員の許可を受けなければ、これを他の場所に移し、使用し、又は洗じようしてはならない。

3 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、第一項の物品(同項但書の物品を除く。)について、同項の指示に代えて、自らこれを焼却し、埋却し、又は消毒することができ

(発掘の禁止)

第二十四條 第二十一條第一項又は前條第一項の規定により家畜の死体又は家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品を埋却した土地は、省令で定める期間内は、掘つてはならない。但し、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

(畜舎等の消毒の義務)

第二十五條 患畜若しくは疑似患畜又はこれらの死体の所在した畜舎、船車その他これに準ずる施設は、家畜防疫員が省令で定める基準に基いて指示に従い、その所有者が消毒しなければならない。但し、ひな白痢の患畜若しくは疑似患畜又はこれらの死体の所在した施設その他省令で定める施設は、指示をまたないで、消毒することを妨げない。

2 前項の畜舎、船車その他これに準ずる施設の所有者は、同項但書の場合を除き、家畜防疫員の指示があるまでは、当該施設を消毒してはならない。

3 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、第一項の施設(同項但書の施設を除く。)について、同項の指示に代えて、自らこれを消毒することができ

(航海中の特例)

第二十六條 航海中の船舶において、患畜若しくは疑似患畜が死亡したとき、又は物品若しくは畜舎その他これに準ずる施設が家畜伝染病の病原体により汚染し、若し

くは汚染したおそれを生じたときは、当該家畜、物品若しくは施設は、所有者又は当該船舶の船長(船長に代つてその職務を行う者があるときはその者)は、第二十一條、第二十三條又は前條の規定にかかわらず、省令の定めるところにより、消毒その他必要な措置をしなければならない。

(病原体に触れた者の消毒の義務)

第二十七條 家畜伝染病の病原体に触れ、又は触れたおそれがある者は、遅滞なく、自らその身体を消毒しなければならない。

(患畜等の表示)

第二十八條 家畜防疫員は、省令の定めるところにより、患畜及び疑似患畜について、らく印、いれずみその他の標識を附することができ

(消毒方法等の実施)

第二十九條 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、省令の定めるところにより、消毒方法、清潔方法を又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができ

(検査、注射又は薬浴)

第三十條 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、家畜防疫員に、省令で定める方法により家畜の検査、注射又は薬浴を行わせることができる。

第三十一條 省令で定める牛又は馬の所有者は、都道府県知事が省令で定める方法により行ふ結核病又

は馬伝染性貧血についての検査を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査を毎年少くとも各一回実施しなければならない。

3 第一項の検査には、第六條第二項、第七條及び第八條の規定を準用する。

(家畜等の移動の制限)

第三十二條 都道府県知事は家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、一定種類の家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体をひろげるおそれのある物品の当該都道府県の区域内での移動、当該都道府県内への移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができ

る。

2 農林大臣は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、省令の定めるところにより、区域を指定し、一定種類の家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の当該区域外への移出を禁止し、又は制限することができ

(家畜集合施設の開催等の制限)

第三十三條 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催又はと場若しくは化製場の事業を停止し、又は制限することができ

(放牧等の制限)

第三十四條 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、一

定種類の家畜の放牧、種付又はふ卵を停止し、又は制限することができる。

(報告及び通報の義務)

第三十五條 都道府県知事は、この章の規定により家畜伝染防のまん延の防止のためとつた措置につき、省令の定めるところにより、その実施状況及び実施の結果を農林大臣に報告するとともに関係都道府県知事に通報しなければならない。

第四章 輸出入検査

(輸入禁止)

第三十六條 何人も、左に掲げる物を輸入してはならない。但し、試験研究の用に供するため農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 省令で定める地域から発送され、又はこれら地域を経由した次條各号の物であつて農林大臣の指定するもの

二 家畜の伝染性疾病の病原体  
2 前項但書の許可を受けて輸入する場合には、同項の許可を受けたことを証明する書面を添えなければならない。

3 第一項但書の許可には、輸入の方法、輸入後の管理方法その他必要な条件を附することができる。

(輸入のための検査証明書の添附)  
第三十七條 左に掲げる物であつて農林大臣の指定するもの(以下「指定検査物」という。)は、輸出国の政府機関により発行され、且つ、その検査の結果家畜の伝染性疾病の病原体をひろげないことを確かめ、又は信する旨を記載した検査証明書又はその写を添附してあるものでなければ、輸入してはならない。但し、動物検査についての政府機関を有しない国から輸入する場合その他農林大臣の指定する場合は、この限りでない。

一 動物、その死体又は骨肉卵皮毛類及びこれらの容器包装  
二 前号に掲げる物を除き、家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれがある敷料その他これに準ずる物

(輸入場所の制限)

第三十八條 指定検査物は、省令で指定する港又は飛行場以外の場所へ輸入してはならない。但し、第四十一條の規定により検査を受け且つ、第四十四條の規定による輸入検査証明書の交付を受けた物及び郵便物として輸入する物については、この限りでない。

(検査信号)

第三十九條 外国から入港した船舶であつて指定検査物(郵便物として輸送されたものを除く。)を積載するものは、省令の定めるところにより、入港後、遅滞なく、検査信号を掲げなければならない。

2 前項の信号は、同項の指定検査物について第四十一條の規定による検査を終了し、当該指定検査物の積卸を終了し、又は出港するまでは、おろしてはならない。

(輸入検査)

第四十條 指定検査物を輸入した者は、遅滞なくその旨を動植物検査所に届け出て、その物につき、原状のまま、家畜防疫官から第三

十六條及び第三十七條の規定の違反の有無並びに家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれの有無についての検査を受けなければならない。但し、既に次條の規定により検査を受け、且つ、第四十四條の規定による輸入検査証明書の交付を受けた物及び郵便物として輸入した物についてはこの限りでない。

2 家畜防疫官は、指定検査物以外の物が家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあるときは、輸入後遅滞なくその物につき、検査を行うことができる。

3 第一項の規定による検査は、動植物検査所又は第三十八條の規定により指定された港若しくは飛行場内の家畜防疫官が指定した場所で行う。但し、特別の事由があるときは、農林大臣の指定するその他の場所で行うことができる。

4 家畜防疫官は、家畜の伝染性疾病の病原体のひろがるのを防止するため必要があるときは、第一項の検査を受ける者に対し指定検査物を前項の場所に送致するための順路その他の方法を指示することができる。

第四十一條 家畜防疫官は、輸入される指定検査物又は輸入されるその他の物であつて実畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、若しくは汚染しているおそれがあるものにつき、船舶又は航空機内で輸入に先だつて検査を行うことができる。

(郵便物としての輸入)

第四十二條 指定検査物は、小形包装物、商品見本及び小包郵便物以外の郵便物としては、輸入してはならない。

2 前項の規定に違反して輸入された指定検査物を包有している郵便物を受け取つた者は、遅滞なく、その現品を添えてその旨を動植物検査所に届け出て家畜防疫官の検査を受けなければならない。

第四十三條 通関手続をする郵便局は、指定検査物を包有し、又は包有している疑のある小形包装物、商品見本又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を動植物検査所に通知しなければならない。

2 家畜防疫官は、前項の通知があつたときは、同項の小形包装物、商品見本又は小包郵便物の検査を行う。

3 家畜防疫官は、前項の検査を行うため必要があるときは、当該郵便物の受取人にその開示を求めることができる。

4 受取人が前項の開示を拒んだとき、又は受取人に開示を求めることができないときは、家畜防疫官は、郵便局員立合の上で当該郵便物を開くことができる。

5 第二項の検査を受けていない小形包装物、商品見本又は小包郵便物であつて指定検査物を包有しているものを受け取つた者は、遅滞なく、その現品を添えて、その旨を動植物検査所に届け出て家畜防疫官の検査を受けなければならない。

(輸入検査証明書の交付等)

第四十四條 家畜防疫官は、前四條の検査の結果、指定検査物が家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれがないと認められるときは、省令の定めるところにより、輸入検査証明書を交付し、且つ、指定検査物にらく印、いれずみその他の標識を附さなければならない。

2 家畜防疫官は、第四十條第二項又は第四十一條の規定による検査を受けた指定検査物以外の物について、輸入検査証明書を請求されたときは、これを交付しなければならない。

(輸出検査)

第四十五條 左に掲げる物を輸出しようとする者は、これにつき、あらかじめ、家畜防疫官の検査を受け、且つ、第三項の規定により輸出検査証明書の交付を受けなければならない。

一 輸入国政府がその輸入に当り、家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれの有無についての輸出国の検査証明を必要としている動物その他の物

二 第三十七條各号に掲げる物であつて農林大臣が国際動物検査上必要と認めて指定するもの

2 前項の検査については、第四十條第三項の規定を準用する。  
3 家畜防疫官は、第一項の規定による検査の結果、その物が家畜の伝染性疾病の病原体をひろげないことを認めるときは、省令の定めるところにより、輸出検査証明書を交付しなければならない。

4 家畜防疫官は、国際動物検疫上、必要があるときは、前項の規定による輸出検疫証明書の交付を受けた物について再検査を行うことができる。

(検査に基づく処置)

第四十六條 第四十條第一項若しくは第二項、第四十一條、第四十二條第二項、第四十三條第二項若しくは第五項又は前條第一項若しくは第四項の規定による検査において、その検査に係る物が家畜伝染病の病原体により汚染し、汚染しているおそれがあり、又は汚染するおそれがあると認められた場合における第六條から第八條まで、第四條から第二十一條まで、第二十三條から第二十五條まで、第二十八條及び第三十條の規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」は「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「動物検疫所長」と「家畜防疫官」とあるのは「家畜防疫官」と読み替えるものとする。

2 農林大臣は、前項の検査において、家畜伝染病以外の家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあると認められた動物その他の物につき、省令の定めるところにより、その所有者に対し、これらを隔離し、若しくは消毒すべき旨を命じ、又は家畜防疫官に隔離、注射、薬浴若しくは消毒を行わせることができる。

第五章 雑則

(農林大臣の都道府県知事に対する指示)

第四十七條 農林大臣は、家畜の伝染性疾病の発生又はまん延により、畜産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、都道府県知事に第六條、第九條、第十七條、第二十九條から第三十一條まで、第三十二條第一項、第三十三條又は第三十四條の規定による措置を実施すべき旨を指示することができる。

(国の都道府県に対する協力)

第四十八條 農林大臣は、前條の指示をした場合又は都道府県知事から求められた場合において必要と認めるときは、その指定する家畜防疫官をして都道府県知事の指示を受け、第二章又は第三章の規定により家畜防疫官の行うべき事務に従事させることができる。

2 前項の場合には、第二章又は第三章の規定中「家畜防疫官」とあるのは「家畜防疫官又は第四十八條第一項の規定により指定された家畜防疫官」と読み替えるものとする。

(動物用生物学的製剤等の譲與又は貸付)

第四十九條 農林大臣は、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、動物用生物学的製剤を譲與し、又は予防用器具を無償若しくは時価より低い対価で貸し付けることができる。

(動物用生物学的製剤の使用の制限)

第五十條 農林大臣の指定する動物用生物学的製剤は、都道府県知事の許可を受けなければ使用してはならない。

(立入検査等)

第五十一條 家畜防疫官又は家畜防疫員は、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときは、競馬場、家畜市場、家畜共進会場等家畜の集合する場所、畜舎、へい獣処理場、と場、倉庫、船車、航空機又は家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがあるその他の場所に立ち入つて動物その他の物を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な限度において、動物の血液、乳汁等を採取し、若しくは動物の死体その他の物を採取することができる。

2 前項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告)

第五十二條 農林大臣又は都道府県知事は、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときは、省令で定める手続に従い、動物の所有者、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合される催物の開催者又はへい獣処理場若しくはと場の所有者に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

(家畜防疫官及び家畜防疫員)

第五十三條 この法律に規定する事務に従事させるため、農林省に家畜防疫官を、都道府県に家畜防疫員を置く。

2 前項の家畜防疫官及び家畜防疫員は、獣医師の中から任命する。但し、特に必要があるときは家畜の伝染性疾病予防に関し学識経験

のある獣医師以外の者を任命することができる。

(証票の携帯等)

第五十四條 家畜防疫員は、この法律により職務を執行するときは、省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(服制)

第五十五條 家畜防疫官の服制は、農林大臣が定める。

(処分の承継人に対する効力)

第五十六條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による指示その他の処分は、当該処分の目的である家畜その他の物の所有者又は管理者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新たに当該家畜その他の物の管理者となつた者に対して、またその効力を有する。

2 前項の家畜その他の物の所有者又は管理者は、当該家畜その他の物を他人に譲渡し、又は管理させる場合には、その処分のあつたこと及びその処分の内容をその者に知らせなければならない。

(特別区等に関する規定の適用)

第五十七條 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合の管理者に適用する。

(手当金)

第五十八條 国は、左に掲げる家畜又は物品の所有者(第十七條の規定により殺すべき旨を命ぜられた家畜については、その命令のあつ

た時における当該家畜の所有者)に対し、それぞれ当該各号に定める額(当該家畜の死体が利用価値を有する場合に於ては、その評価額を当該各号に定める中から差し引いて得た額)を手当金として交付する。

一 第十六條又は第十七條の規定により殺された患畜(次号に該当するものを除く)にあつては、患畜となる前における当該家畜の評価額の三分の一(その額が牛にあつては四万三千三百円、馬にあつては二万六千六百円、めん羊及び山羊にあつては五千円、豚にあつては一万円、鶏及びあひるにあつては三百円をこえるときはそれぞれこれらの額)

二 結核病又は馬伝染性貧血にかつたため第十七條の規定により殺された患畜にあつては、同條の命令があつた時における当該家畜の評価額の五分の四(その額が牛にあつては十萬四千円、山羊にあつては一万二千円、馬にあつては六萬四千円をこえるときはそれぞれこれらの額)

三 第十六條、第十七條又は第二十條第一項の規定により殺された疑似患畜にあつては、疑似患畜となる前における当該家畜の評価額の五分の四

四 第六條第一項、第三十條又は第四十六條第二項の規定による検査、注射、薬浴又は投薬を行つたため死亡した動物又は死産し、若しくは流産した動物の胎児にあつては、当該検査、注

射、薬浴又は投薬の時に於ける  
当該動物の評価額又は死産者し  
くは流産をする前における当該  
胎児の評価額の全額

五 第二十三條(同條第一項但書  
の場合を除く)の規定により焼  
却し、又は埋却した物品にあつ  
ては、焼却又は埋却前における  
当該物品の評価額の五分の四

2 第四十六條第一項に規定する場  
合には、前項の規定は、同項第四  
号の家畜及びその胎児に対する場  
合を除き、適用しない。

3 農林大臣は、第一項に掲げる動  
物、死体、胎児又は物品の評価額  
を決定するには、関係都道府県知  
事の意見をきかなければならな  
い。

4 都道府県知事は、農林大臣に前  
項の意見を具申するには、省令の  
定めるところにより、あらかじめ  
選定した三人以上の評価人の意見  
をきかなければならない。

(費用の負担)

第五十九條 国は、第二十一條第一  
項又は第二十三條第一項の規定に  
より焼却し又は埋却した家畜の死  
体又は物品の所有者に対し、焼却  
又は埋却に要した二分の一を交付  
する。

第六十條 国は、都道府県知事又は  
家畜防疫員がこの法律を執行する  
ために必要な費用のうち左に掲げ  
るものを負担する。

一 家畜防疫員の旅費の全額

二 第五十八條第四項の評価人の  
手当及び旅費の全額

三 雇入れた獣医師に対する手  
当の二分の一

四 牛疫血清の購入費又は製造費  
の全額

五 牛疫血清以外の動物用生物学  
的製剤の購入費又は製造費の二  
分の一

六 農林大臣の指定する薬品の購  
入費の全額

(家畜保健衛生所長への事務の委  
任)

第六十一條 都道府県知事は、第四  
條第四項、第五條第一項第二号及  
び第三号、同條第三項、第八條、  
第十三條第三項、第十五條及び第  
十五條の規定によりその権限に属  
する事務の一部を家畜保健衛生所  
長委に委任することができる。

(家畜伝染病以外の疾病に対する  
この法律の準用)

第六十二條 家畜その他の動物につ  
いて家畜伝染病以外の伝染性疾病  
の発生又はまん延の徴があり、家  
畜の生産又は健康の維持に重大な  
影響を及ぼすおそれがあるとき  
は、政令で、動物及び疾病の種類  
並びに地域を指定し、一年以内の  
期間を限り、第三章の規定及びこ  
れに係るこの章の規定の全部又は  
一部を準用することができる。

第六章 罰則

第六十三條 左の各号の一に該当す  
る者は、三年以下の懲役又は十万  
円以下の罰金に処する。

一 第十三條第一項(第六十二條  
において準用する場合を含む)の  
規定に違反した獣医師

二 第十六條第一項、第三十六條  
第一項、第三十七條、第三十八  
條又は第四十五條第一項の規定  
に違反した者

三 第十七條の規定による命令に  
違反した者

四 第三十六條第三項の規定によ  
る條件に違反した者

五 第四十條第一項の規定による  
検査を受けず、又は検査を受け  
るに当つて不正行為をした者

第六十四條 左の各号の一に該当す  
る者は、一年以下の懲役又は五万  
円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項、第十一條、第  
十二條、第十四條第一項、第十  
六條第二項、第二十一條第一項  
若しくは第三項、第五十條又は  
第五十六條第二項(第十四條第  
一項及び第五十六條第二項につ  
いては、第六十二條において準  
用する場合を含む)の規定に違  
反した者

二 第十三條第一項(第六十二條  
において準用する場合を含む)の  
規定に違反した所有者

三 第三十二條又は第三十三條  
(第三十二條及び第三十三條に  
ついては、第六十二條において  
準用する場合を含む)の規定に  
よる禁止、停止又は制限に違反  
した者

第六十五條 左の各号の一に該当す  
る者は、五万円以下の罰金に処す  
る。

一 第四條第一項、第十條、第十  
八條、第二十一條第二項、第二十  
三條第一項、第二十四條及び第  
二十五條第一項又は第三十一條  
第一項(第十八條、第二十三條  
第一項、第二十四條及び第二十  
五條第一項については、第六十  
二條において準用する場合を含  
む)の規定に違反した者

二 第六條第一項、第九條又は第  
二十九條(第六十二條において  
準用する場合を含む)の規定に  
よる命令に違反した者

三 第十四條第二項後段若しくは  
第三項、第十九條又は第四十條  
第四項(第十四條第二項後段若  
しくは第三項及び第十九條につ  
いては、第六十二條において準  
用する場合を含む)の規定によ  
る指示に違反した者

四 第十五條(第六十二條におい  
て準用する場合を含む)の規定  
による通行し、断に違反した者

五 第二十條第一項(第六十二條  
において準用する場合を含む)の  
規定による罰金又は殺処分を  
拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第二十八條(第六十二條にお  
いて準用する場合を含む)の規  
定による標識を附することを拒  
み、妨げ、又は忌避した者

七 第三十條(第六十二條にお  
いて準用する場合を含む)の規  
定による検査、注射又は薬浴を拒  
み、妨げ、又は忌避した者

八 第三十四條(第六十二條にお  
いて準用する場合を含む)の規  
定による停止又は制限に違反し  
た者

九 第四十條第二項の規定による  
検査を拒み、妨げ、又は忌避し  
た者

十 第四十二條第二項又は第四十  
三條第五項の規定による検査を  
受けず、又は検査を受けるに当  
つて不正行為をした者

十一 第四十六條第二項の規定に

よる命令に違反し、又は同項の  
規定による隔離、注射、薬浴若  
しくは消毒を拒み、妨げ、若し  
くは忌避した者

十二 第五十一條第一項(第六十  
二條において準用する場合を含  
む)の規定による検査、採取若  
しくは集取を拒み、妨げ、若し  
くは忌避し、又は同項の規定に  
よる質問に対し虚偽の陳述をし  
た者

十三 第五十二條(第六十二條に  
おいて準用する場合を含む)の  
規定による報告をせず、又は虚  
偽の報告をした者

第六十六條 法人の代表者又は法人  
の若しくは人の代理人、使用人そ  
の他の従業者が、その法人又は人  
の業務に関して、前三條の違反行  
為をしたときは、行為者を罰する  
外、その法人又は人に対して各本  
條の罰金を科する。但し、法人  
又は人の代理人、使用人その他の  
従業者の当該違反行為を防止す  
るため当該業務に対し相当の注意  
及び監督が盡されたことの証明があ  
つたときは、その法人又は人につ  
いては、この限りでない。

附 則

この法律は、昭和二十六年六月  
一日から施行する。

2 家畜伝染病予防法(大正十一年法  
律第二十九号。以下「旧法」とい  
う)は、廃止する。但し、この法  
律施行前にした行為に対する罰則  
の適用については、なお従前の例  
による。

3 この法律施行前に旧法第二十四  
條第一項各号の一に該当した家畜

又は物品の所有者に対し交付する手当金については、この法律施行後でもなお従前の例による。

4 旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした行政庁、家畜検疫官吏又は家畜防疫委員の処分その他の行為は、それぞれこの法律又はこの法律に基づく命令の相当規定により行政庁、家畜防疫官又は家畜防疫員のしたものとみなす。

5 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項第二号を次のように改める。

二 輸出入家畜その他の貨物に對する家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第 号又は狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）に基づく検疫又は検査

6 左に掲げる法律の規定中「家畜伝染病予防法（大正十一年法律第二十九号）」を「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第 号）」に改める。

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号第四條第二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十七号第二項第三号

昭和二十六年五月二十八日印刷

昭和二十六年五月二十九日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所